

埼玉県自殺対策強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、地域の特性に応じた自殺対策の強化を図るため市町村及び県が適切と認める法人格を有する団体等が実施する自殺対策に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、令和7年5月27日付け厚生労働省発社援0527第9号「地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）交付要綱」、令和7年4月1日付け社援発0401第10号厚生労働省社会・援護局長通知「地域自殺対策強化事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）」及び、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象・期間)

第2条 この補助金は、実施要綱により各事業主体が行う事業に要する経費を交付の対象とする。

2 補助金の交付対象期間は補助金交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(対象事業費)

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、他の公的団体等が行う補助制度による補助金交付の対象となる経費は、交付の対象とする経費から除くものとする。

2 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と当該種目の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）に第4欄に定める補助率を乗じて算出された額を交付額（交付金所要額）とする。

(補助対象者)

第4条 次に掲げるいずれかに該当する場合にあっては、第1条第1項の規定にかかわらず、補助金交付の対象としない。

ア 法人格を有する団体等が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人格を有する団体等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員、団体である場合はその代表者、理事等、その他経営に実質的に関与していると認められる者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 法人格を有する団体等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員

を利用するなどしていると認められるとき。

- ウ 法人格を有する団体等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等
を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、
運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 法人格を有する団体等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知り
ながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- オ 補助事業を実施するに当たり、法人格を有する団体等が、第三者と委託契
約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手
方が本条アからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契
約を締結したと認められるとき。
- カ 補助事業を実施するに当たり、法人格を有する団体等が、本条アからエま
でのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結した場合（第五号に該当
する場合を除く。）に、県が法人格を有する団体等に対して当該委託契約等の
解除を求め、法人格を有する団体等がこれに従わなかったとき。

（交付の条件）

第5条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）市町村に対して補助金の交付を決定する場合

- ア 交付決定後に経費の配分を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、速
やかに知事の承認を受けなければならない。
- イ 事業内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、速やかに知事の承
認を受けなければならない。
- ウ 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けな
ければならない。
- エ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった
場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- オ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機
械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適
正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」
という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める
期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的
に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄して
はならない。
- カ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、
その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後
においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的
な運営を図らなければならない。
- ク 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に
係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、（様
式1）により速やかに知事に報告しなければならない。
なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係
る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- ケ この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書

(様式2に準じた様式)を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類をこの補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

コ 市町村は、市町村が適切と認める法人格を有する団体等に間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

(ア) アからクまでに掲げる条件

この場合において、アからエ、カ及びク中「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と、オ及びケ中「50万円」とあるのは「30万円」と、「知事の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、オ及びク中「この補助金」とあるのは「この間接補助金」と読み替えるものとする。

(イ) 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

サ 県が付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

シ 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(2) 県が適切と認める法人格を有する団体等に補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

(1) のアからケまでに掲げる条件

この場合において、オ、ケの規定中「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替えるものとする。

(交付申請手続及び交付決定)

第6条 規則第4条第1項の規定による申請書は次のとおりとする。

なお、補助事業者は、申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

また、様式中「地域自殺対策強化事業」とあるのは、「埼玉県自殺対策強化事業補助金」と読み替えるものとする。

(1) 市町村が実施する事業

ア 申請書は（様式 3）によるものとする。

イ 規則第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号に係る書類の添付は要しない。

ウ 規則第 4 条第 2 項第 5 号に規定する知事が定める事項は次のとおりとする。

(ア) 地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）所要額調
(様式 3-1)

(イ) 地域自殺対策強化事業実施計画総括表（様式 3-2）

(ウ) 地域自殺対策強化事業実施計画書兼実施報告書（様式 3-3）

(エ) 歳入歳出予算書（見込書）抄本

(2) 県が適切と認める法人格を有する団体等が実施する事業

ア 申請書は（様式 3-4）によるものとする。

イ 規則第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号に係る書類の添付は要しない。

ウ 規則第 4 条第 2 項第 5 号に規定する知事が定める事項は次のとおりとする。

(ア) 地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）所要額調
(様式 3-5)

(イ) 地域自殺対策強化事業実施計画書兼実績報告書（様式 3-3）

(ウ) 歳入歳出予算書（見込書）抄本

2 規則第 4 条第 1 項の規定による申請書の提出時期は、毎会計年度ごとに知事が定める。

3 知事は、交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、（様式 3-6）による補助金交付決定通知書を送付するものとする。

(変更申請手続)

第 7 条 この補助金の交付決定後に申請の内容を変更して変更交付申請を行う場合には、第 6 条に定める申請手続に従い、知事が別に定める日までに行うものとする。この場合において（様式 3、様式 3-4）とあるのは（様式 4）と読み替えるものとする。

2 知事は、変更交付申請書の提出があったときは、審査の上、変更交付決定を行い、（様式 4-1）による補助金変更交付決定通知書を送付するものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第 8 条 知事は、補助金の交付を受ける法人格を有する団体等が、この要綱の規定又は補助金交付の要件に違反する行為があったときは、補助金の交付を取り消すことができる。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による報告書は次のとおりとする。

なお、様式中「地域自殺対策強化事業」とあるのは、「埼玉県自殺対策強化事業補助金」と読み替えるものとする。

(1) 市町村が実施する事業

ア 実績報告書は(様式5)によるものとする。

イ 添付書類は次のとおりとする。

(ア) 地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)精算書
(様式5-1)

(イ) 地域自殺対策強化事業実績報告書総括表(様式5-2)

(ウ) 地域自殺対策強化事業実施報告書兼実績報告書(様式3-3)

(エ) 歳入歳出決算書(見込書)抄本

(2) 県が適切と認める法人格を有する団体等が実施する事業

ア 実績報告書は(様式5-3)によるものとする。

イ 添付書類は次のとおりとする。

(ア) 地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)精算書
(様式5-4)

(イ) 地域自殺対策強化事業実施計画書兼実績報告書(様式3-3)

(エ) 歳入歳出決算書(見込書)抄本

2 規則第13条の規定による報告は補助事業を完了した日から14日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

3 知事は、実績報告書の提出があったときは、規則第14条の規定により、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかを調査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、(様式5-5)により額確定通知書を送付するものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金は規則第14条の規定により額を確定した後に支払うものとする。額の確定した後に補助金の支払いを受けようとするときは、(様式6)による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

2 市町村の長、県が適切と認める法人格を有する団体等の代表者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、(様式7)による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている時は、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

2 知事は、第8条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて、補助事業者はその返還を

命ずる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(1) 対面相談事業	埼玉県知事が必要と認めた額	事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（電話・SNS相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金、補助金	市町村 1 / 2
(2) 電話・SNS相談事業			県が適切と認める法人格を有する団体等
(3) 人材養成事業			10 / 10
(4) 普及啓発事業			
(5) 自死遺族支援機能構築事業			
(6) 計画策定実態調査事業			
(7) 若年層対策事業	埼玉県知事が必要と認めた額	事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（若年層対策事業及び災害時自殺対策継続支援事業に係る電話相談事業及びSNS地域連携包括支援事業及び深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金、補助金	市町村 2 / 3
(8) SNS地域連携包括支援事業			県が適切と認める法人格を有する団体等
(9) 深夜電話相談強化事業			10 / 10
(10) 自殺未遂者支援事業			
(11) ゲートキーパー養成事業			
(12) 災害時自殺対策継続支援事業			
(13) 自殺未遂者支援・連携体制構築事業	埼玉県知事が必要	事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、	市町村 10 / 10

別表

(14) 災害時自殺対策事業	と認めた額	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（ハイリスク地対策事業に係る工事並びに災害時自殺対策事業及び地域特性重点特化事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金、補助金	県が適切と認める法人格を有する団体等 10/10
(15) ハイリスク地対策事業			
(16) 自殺未遂者のための地域における包括的支援モデル事業			
(17) こども・若者の自殺危機対応チーム事業			
(18) 地域特性重点特化事業			

様式 1

番 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼 玉 県 知 事

(申請者)

市町村の長・法人格を有する団体等の代表者名

埼玉県自殺対策強化事業補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け疾第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました標記補助金について、埼玉県自殺対策強化補助金交付要綱第5条(1)クの規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年3月30日付け埼玉県規則第15号。）第14条の規定による交付金額の確定額
（令和 年 月 日付け疾第 号による補助金交付決定額） | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告時に減額した仕入れに係る消費税等額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

(注) 事業実施主体ごとの内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

様式2

令和 年度埼玉県自殺対策強化事業交付金(地域自殺対策強化事業)調書

令和 年度 埼玉県所管

(市町村名)

県			市町村								備考
歳出予算科目	交付決定の額	交付率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	
(款) 衛生費											
(項) 公衆衛生費											
(目) 精神保健費											
(節) 補助金											

(記入要領)

- 1 「市町村」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

様式 3

番 号
令和 年 月 日

(宛先)
埼 玉 県 知 事

(申請者)
市町村の長

令和 年度埼玉県自殺対策強化事業補助金の交付申請について

標記について、次により補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請
します。

1 補助金申請額

金	円
---	---

2 添付書類

- (1) 地域自殺対策強化補助金(地域自殺対策強化事業)所要額調(様式3-1)
- (2) 地域自殺対策強化事業実施計画総括表(様式3-2)
- (3) 地域自殺対策強化事業実施計画書兼実績報告書(様式3-3)
- (4) 歳入歳出予算書(見込書)抄本

地域自殺対策強化補助金(地域自殺対策強化事業)所要額調

区 分	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入額 B 円	差引額 C(A-B) 円	基準額 D 円	対象経費 支出予定額 E 円	交付基本額 F 円	国庫補助予定額 G 円	都道府県 補助予定額 H	交付金所要額 I 円	仕入れに係る 消費税等相当額 J 円	要国庫補助金 K(I-J) 円	既交付決定額 L 円	差引追加交付(一 部取消)申請額 M(K-L) 円	備 考
			0	-									0	

(注)

- 1 各欄には、それぞれの区分に該当する様式3-2の実施主体(各市町村)ごとの合計額を記入すること。
- 2 F欄には、C欄及びE欄を比較して少ない額を記入すること。また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。
- 3 L欄及びM欄は、交付要綱の8による申請のほかは斜線を引くこと。

地域自殺対策強化事業実施計画書兼実施報告書

都道府県	市区町村			事業No.	
交付金事業名	実施年度			年度	
交付金事業メニュー	交付率			#N/A	
事業の内容					
事業形態	<input type="checkbox"/> 委託事業 (委託先:) <small>※該当する場合のみ</small> <input type="checkbox"/> 補助事業 (補助先:)				
交付金所要額	交付決定額	円			
	総事業費(A)	円	寄付金その他の収入額(B)	円	
	差引(C=A-B)	円	基準額(D)	円	
	対象経費の実支出(予定)額(E)	報酬	賃金	給料	職員手当等
		円	円	円	円
		報償費	旅費	需用費	役務費
		円	円	円	円
		使用料・賃借料	工事費	備品購入費	委託料
	円	円	円	円	
	負担金	補助金	合計		
円	円	円			
交付基本額(F)	円	交付金所要額(G)	#N/A 円		
既交付決定額(H)	円	差引追加交付(一部取消)申請額(I=G-H)	#N/A 円		
政策パッケージの分類 (複数該当する場合は予算配分が多い順)	1	基本／重点施策	施策内容		
	2	基本／重点施策	施策内容		
	3	基本／重点施策	施策内容		
評価	1	指標名		「その他」選択の場合具体的に記載	
		目標値	[]	実績値 []	
	2	指標名		「その他」選択の場合具体的に記載	
		目標値	[]	実績値 []	
	3	指標名		「その他」選択の場合具体的に記載	
		目標値	[]	実績値 []	
	3段階評価				
	3段階評価が(3)の場合、不十分だったと改善点を記載				
	上記指標以外にみられた効果				
備考欄					

番 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(申請者)

住 所
団 体 名
団体の代表者名

埼玉県自殺対策強化事業補助金の交付申請について

標記について、次により補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

1 補助金申請額

金	円
---	---

2 添付書類

- (1) 地域自殺対策強化補助金(地域自殺対策強化事業)所要額調(様式 3 - 5)
- (2) 地域自殺対策強化事業実施計画書兼実績報告書(様式 3 - 3)
- (3) 歳入歳出予算書(見込書)抄本

地域自殺対策強化事業補助金(地域自殺対策強化事業)所要額調

区 分	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 C(A-B)	基準額 D	対象経費 支出予定額 E	交付基本額 F	国庫補助予定額 G	都道府県 補助予定額 H	交付金所要額 I	仕入れに係る 消費税等相当額 J	要国庫補助金 K(I-J)	既交付決定額 L	差引追加交付(一部 取消)申請額 M(K-L)	備 考
1 団体名〇〇〇〇				-									0	
内 訳	(1) (事業名)		0	-									0	
	(2) (事業名)		0	-									0	
	(3) (事業名)		0	-									0	
	(4) (事業名)		0	-									0	
	(5) (事業名)		0	-									0	
2 合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 1 F欄には、C欄及びE欄を比較して少ない額を記入すること。また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。
 2 L欄及びM欄は、交付要綱の8による申請のほかは斜線を引くこと。

疾 第 号
令 和 年 月 日

埼玉県自殺対策強化事業補助金交付決定通知書

(市町村の長・法人格を有する団体等の代表者名)様

埼玉県知事 氏 名 (公印省略)

令和 年 月 日付け 番 号で申請のありました標記補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年3月30日付け埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)第5条第1項及び埼玉県自殺対策強化事業補助金交付要綱(令和7年4月1日付け。以下「交付要綱」という。)第6条の3項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 事業に要する経費及び補助金の額

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

2 交付の条件

交付要綱第5条の定めによる。

3 事業実績報告

交付要綱第9条の定めによる。

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、交付決定通知書を受領した日から二十日以内とする。

様式4

番 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(申請者)

市町村の長・法人格を有する団体等の名称及び代表者名

埼玉県自殺対策強化事業補助金の変更(増額・減額)申請について

令和 年 月 日付け疾第 号で交付決定のあった標記補助金については、次のとおり交付額を変更して交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 今回変更(増額・減額)申請額 金 円

	補助金既交付 決定額(A)	変更後補助金 所要額(B)	今回変更 (増額・減額)申請額 (B)－(A)
埼玉県自殺対策強化 補助金	円	円	円

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

- (1) 地域自殺対策強化補助金(地域自殺対策強化事業)所要額調(様式3-1(市町村)、
様式3-5(法人格を有する団体等))
- (2) 地域自殺対策強化事業実施計画総括表(様式3-2(市町村))
- (3) 地域自殺対策強化事業実施計画書兼実績報告書(様式3-3)
- (4) 歳入歳出予算書(見込書)抄本

疾 第 号
令 和 年 月 日

埼玉県自殺対策強化事業補助金変更(増額・減額)交付決定通知書

(市町村の長・法人格を有する団体等の代表者名)様

埼玉県知事 氏 名 (公印省略)

令和 年 月 日付け 番 号で変更申請のあった標記補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年3月30日付け埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)第9条第1項及び埼玉県自殺対策強化事業補助金交付要綱(令和5年4月1日付け。)第7条の2項の規定により次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 補助金額

補助金既交付決定額	金	円
変更後補助金交付決定額	金	円
今回(増額・減額)交付決定額	金	円

2 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、変更交付決定通知書を受領した日から二十日以内とする。

様式5

番 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(申請者)

市町村の長

埼玉県自殺対策強化事業補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日付け疾第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

(添付書類)

- 1 地域自殺対策強化補助金(地域自殺対策強化事業)精算書(様式5-1)
- 2 地域自殺対策強化事業実施報告書総括表(様式5-2)
- 3 地域自殺対策強化事業(市町村事業)実施計画書兼実施報告書(様式3-3)
- 4 歳入歳出決算書(見込書)抄本

地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)精算書

区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	基準額	対象経費 実支出額	交付基本額	国庫補助予定額	都道府県 補助予定額	交付金所要額	交付金 交付決定額	交付金 受入済額	差引過不足額 L(K-I)		備 考
	A	B	C(A-B)	D	E	F	G	H	I	J	K	超過額	不足額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
市町村事業				-										

(注)1 各欄には、それぞれの区分に該当する様式5-2の実施主体(都道府県・各市町村)ごとの合計額を記入すること。
 2 F欄には、C欄及びE欄を比較して少ない額を記入すること。また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。

番 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼 玉 県 知 事

(申請者)

住 所

団体名

団体の代表者名

埼玉県自殺対策強化事業補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

(添付書類)

- 1 地域自殺対策強化補助金（地域自殺対策強化事業）精算書（様式 5 - 4）
- 2 地域自殺対策強化事業実施計画書兼実施報告書（様式 3 - 3）
- 3 歳入歳出決算書（見込書）抄本

地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)精算書

区 分	総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 C(A-B)	基準額 D	対象経費の 実支出額 E	交付基本額 F	交付金所要額 G	国庫補助予定額 H	都道府県 補助予定額 I	交付金 交付決定額 J	交付金 受入済額 K	差引過不足額 L(K-I)		備 考	
												超過額	不足額		
1 団体名 ○○○○	円	円	円	- 円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
内 訳	(1)(事業名)			-											
	(2)(事業名)			-											
	(3)(事業名)			-											
	(4)(事業名)			-											
	(5)(事業名)			-											
2 合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) F欄には、C欄及びE欄を比較して少ない額を記入すること。また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。

疾 第 号
令和 年 月 日

埼玉県自殺対策強化事業補助金交付額確定通知書

様

埼玉県知事 氏 名（公印省略）

令和 年 月 日付けで実績報告のあった標記補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年3月30日付け埼玉県規則第15号。）第14条及び埼玉県自殺対策強化事業補助金交付要綱（令和7年4月1日付け。）第9条第3項の規定により下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

交 付 決 定 額	金	円
確 定 額	金	円
返 還 額	金	円

様式 6

番 号
令和 年 月 日

(宛先)

埼 玉 県 知 事

(申請者)

所在地

名 称

代表者名

埼玉県自殺対策強化事業補助金の精算払請求書

令和 年 月 日付け疾第 号で補助金交付額の確定のあった
標記補助金について、下記のとおり精算払により請求いたします。

記

1 金額 金 円

2 振込口座

口座名義				
カナ名義				
金融機関名 及び支店名		銀 行 信用金庫 農 協		支 店 出張所 支 所
口座種目 及び口座番号	普通 No.		当座 No.	
債権者コード※				

※債権者登録している場合は、債権者コードを御記入ください。

様式 7

番 号
令和 年 月 日

(宛先)
埼 玉 県 知 事

(申請者)
所在地
名 称
代表者名

埼玉県自殺対策強化事業補助金の概算払請求書

令和 年 月 日付け疾第 号で交付決定通知のあった
標記補助金について、下記のとおり概算払により請求します。

記

1 金額 金 円

区 分	交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残 額 A - B - C	事業完了予 定年月日
埼玉県自殺対 策強化補助金					

(注) 事業実施主体ごとの概算払を必要とする理由書、その他参考となる資料
を添付してください。

2 振込口座

口座名義					
カナ名義					
金融機関名 及び支店名		銀 行 信用金庫 農 協		支 店 出張所 支 所	
口座種目 及び口座番号	普通 No.		当座 No.		
債権者コード※					

※債権者登録している場合は、債権者コードを御記入ください。